

国民健康保険 に参加している皆さんへ

期
期
日
・
期
間

時
時
間

場
場
所

対
対
象
・
資
格

内
内
容

定
定
員
・
募
集
人
数

¥
費
用

持
持
ち
物

申
申
し
込
み

問
問
い
合
わ
せ

H
P
ホ
ホ
ー
ム
ペ
ー
ジ

F
A
X
フ
ア
ク
シ
ミ
リ

1 国民健康保険「資格情報のお知らせ」・「資格確認書」を7月下旬に郵送します



黄緑色の封筒で送ります

マイナ保険証(健康保険証として利用登録がされたマイナンバーカード)をお持ちの人には「資格情報のお知らせ」(A4サイズ)が、マイナ保険証をお持ちでない人と、資格確認書の交付申請をして登録をした人には「資格確認書」(名刺サイズ)が送られます。

69歳以下の方の「資格情報のお知らせ」には有効期限がありませんので、大切に保管してください。なお、すでに有効期限のないものをお持ちの方には郵送しません。

それぞれの有効期限は下表のとおりです。

対象者	資格情報のお知らせ	資格確認書
69歳以下の人	有効期限はありません	令和9年7月31日
8月から令和9年7月31日に70歳を迎える人	誕生日の前日の属する月の月末	
70歳から74歳の人	令和9年7月31日	
8月2日から令和9年7月31日までに75歳を迎える人	誕生日の前日	
学生用の被保険者証または資格確認書が発行されている人のうち、令和8年度中に卒業見込みの人	令和9年3月31日	
外国人被保険者	在留期限満了日の翌日	令和9年7月31日または在留期限満了日の翌日

会社などに勤め始め、職場の健康保険に加入したときなどは、速やかに本人または家族が国民健康保険の脱退手続きをしてください。

また、マイナンバーカードを健康保険証として利用するには事前登録が必要です。詳しくは、マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120 - 95 - 0178)へお問い合わせください。

☎医療保険課国保係(☎44 - 8265)

2 国民健康保険税納税通知書を7月中に郵送します



緑色の封筒で送ります

※封筒のデザインは一部変更となる場合があります。

国民健康保険税(国保税)は、国民健康保険(国保)の運営を支える貴重な財源です。

国保税納税通知書は、世帯主が国保に加入していない場合でも、納税義務者である世帯主へ送付します。納付書が同封されていた場合は、納期限までに納付をお願いします。

また、国保税の納付は口座振替のほか、コンビニエンスストアとインターネットでも納付できます。

☎医療保険課保険税係(☎44 - 8266)

●国保税の税率と限度額

令和8年度から、子ども・子育て支援納付金分(子ども分)が追加となりました。国保税の税率と課税限度額は下表のとおりです。

	医療分	支援分	介護分	子ども分
所得割	6.8%	2.6%	2.2%	0.3%
均等割	25,800円	10,300円	10,900円	1,200円
18歳以上均等割	—	—	—	100円
平等割	19,600円	7,600円	5,600円	800円
限度額	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

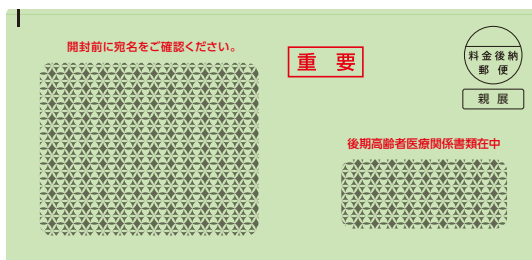
●国保税納付済通知書の郵送終了

キャッシュレス納付(口座振替を含む)をした人への国保税(普通徴収)の納付済通知書は郵送されません。確定申告などで納付額がわかる書類が必要な人は、窓口にて無料の「納付額確認書」を申請してください。

☎納税課納税管理担当(☎32 - 4039)

後期高齢者医療 対象の皆さんへ

1 後期高齢者医療「資格情報のお知らせ」・「資格確認書」を7月中旬に郵送します



薄緑色の封筒で送ります

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限 交付年月日	
被保険者番号	
住所	
氏名	性別
生年月日	
資格取得年月日	
負担割合 発効期日	
限度区分 発効期日	
長期入院該当日	
特定疾病区分 発効期日	
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	

資格確認書
(青色、はがきサイズ)

後期高齢者医療資格情報のお知らせ	
あなたのお名前と住所を記載した封筒の封筒を下記のようにお送りください。 ※この封筒は返却していただく必要はありません。	
姓	
名	
住所	
電話番号	
生年月日	
交付年月日	

資格情報のお知らせ
(A4サイズ)
※このお知らせだけで
は受診できません。

75歳以上の人と、後期高齢者医療制度に加入している65歳以上で一定の障がいがある人には、8月1日から使える「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を郵送します。

85歳以上の人または日常的にマイナ保険証を利用していない人には「資格確認書」が、84歳以下で日常的にマイナ保険証を利用している人には「資格情報のお知らせ」が送られます。

また、「資格確認書」に限度区分が併記されていない場合は、申請により併記することができます。

☎医療保険課医療助成係(☎44 - 8267)、厚生労働省コールセンター(☎0120 - 617 - 111、令和9年3月31日まで※日、祝日、年末年始を除く午前9時～午後6時)

2 後期高齢者医療保険料額決定通知書を郵送します



水色の封筒で送ります

※封筒のデザインは一部変更となる場合があります。

●普通徴収の人 (保険料が年金から差し引かれない人)

7月中旬に保険料額決定通知書を郵送します。納付書を同封しますので、納期限までに納めてください。

●特別徴収の人 (保険料が年金から差し引かれる人)

7月下旬に特別徴収額の決定通知書を郵送します。

●保険料率と限度額

令和8年度から、子ども・子育て支援納付金分(子ども分)が追加となりました。保険料率と限度額は下表のとおりです。

	医療分	子ども分
所得割率	9.78%	0.25%
均等割額	54,600円	1,400円
限度額(最高額)	850,000円	21,000円

●納付は便利な口座振替を

口座振替は、納め忘れの心配や、納期ごとに納めに行く必要がなくなるなど、便利で確実な納付方法です。

希望する人は、預貯金通帳、届出印、納入通知書を持って、直接金融機関で手続きをしてください。また、特別徴収から口座振替に変更する場合は、金融機関で手続きを済ませたうえで、「口座振替依頼書」の本人控えを持って、医療保険課(市役所1階)または新里・黒保根支所市民生活課にお越しください。

☎医療保険課保険税係(☎44 - 8266)